

計算例2・・・専用住宅が建っていない土地(宅地・雑種地)の場合

・平成31年度の価格(評価額)	9,000,000 円	
・平成30年度の課税標準額	6,000,000 円	※ この土地は専用住宅が建築されていないため 課税標準の特例は適用されません。

下記の手順で課税標準額及び税相当額の計算を行います。

① 平成31年度の課税標準額を求めます。

$$\text{平成31年度価格} \times 70\% = 9,000,000 \text{ 円} \times 0.7 = 6,300,000 \text{ 円} \quad \dots\dots (a)$$

平成30年度課税標準額 < (a) であるため、負担調整を行います。

平成30年度課税標準額の平成31年度価格に対する(b)を求めます。

$$(b) = \text{平成30年度課税標準額} \div \text{平成31年度価格} = 6,000,000 \text{ 円} \div 9,000,000 \text{ 円} = 0.6666\dots \doteq 66\%$$

60% ≤ (b) ≤ 70% であるため、平成31年度課税標準額は、「税負担措置」となり、平成30年度課税標準額と同額になります。

$$\text{平成31年度課税標準額} = 6,000,000 \text{ 円}$$

② 平成31年度の税相当額を求めます。

$$\text{税相当額} = \text{平成31年度の課税標準額} \times \text{税率}(1.6\%)$$

$$= 6,000,000 \text{ 円} \times 1.6\%$$

$$= 96,000 \text{ 円}$$